

第9回西和賀町議会定例会

令和6年6月14日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、議案第10号 町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。それでは、ただいま上程になりました議案第10号 町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、工事名、町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その2）。
- 2、工事場所、西和賀町間木野地内。

3、契約金額、5,720万円。

4、請負者、西和賀町沢内字弁天25地割7番地、有限会社高橋重機、代表取締役、高橋浩幸。

参考までに、工期は令和6年12月10日、指名業者は町内4者、入札は5月30日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第2、議案第11号 小型動力ポンプ積載車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号
小型動力ポンプ積載車の取得に関し議決を求め
ることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万
円以上の財産取得であることから、地方自治法
第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第3条の規定により、議決を求めるもので
す。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、小型動力ポンプ積載車。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1,696万5,300円。
- 4、契約の相手方、岩手県一関市山目字中野
34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、
支店長、千葉幸哉。

参考までに、納期は令和7年3月31日、指名
業者は町外7者、入札は5月30日に実施したも
のであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

北村嗣雄君。

1番 おはようございます。お伺いします。

これは、指名競争入札ですが、参加業者は何
者であったのか。それから、ポンプ車のメーカ
ー、ポンプ機具のメーカー、これは町が指定し
ての購入、契約なのか。ちょっとその辺をお伺
いします。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。お答えします。

まず、指名業者でございますが、先ほどの提
案理由でもご説明申し上げましたが、町外7者
でございます。

車両の指定等がありますかということのご質
問でございますけれども、一応小型動力ポンプ

積載車仕様書というものを定めてございまして、
その中に車種を指定するというものではなくて、
今回はワンボックスタイプの積載車を考えてご
ざいますので、そういったワンボックスタイプ
であって、この仕様に合致するものというよう
な形の見積りというか、入札をしたところでご
ざいまして、特に車種を指定したというもので
はございません。

ポンプのメーカー、こちらにはポンプはござ
いません。あくまでも積載車のみ2台。

1番 ポンプはない。

総務課長 はい。別でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 小型動力ポンプ積載車の取得に
関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第3、議案第12号 スクールバ
スの取得に関し議決を求めることについてを議
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号
スクールバスの取得に関し議決を求めること
について提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万
円以上の財産取得であることから、地方自治法
第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、スクールバス。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、1,089万円。
- 4、契約の相手方、西和賀町大沓36地割54番地2、有限会社佐藤自動車、代表取締役、佐藤一久。

参考までに、納期は令和7年2月21日、見積徴収業者は町内外2者であります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 スクールバスの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第13号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 財産の無償貸付について提案理由を申し上げま

す。

このたび、無償貸付けしようとする財産は、西和賀町上野々39地割142番1の土地であります。株式会社近藤設備から、移住定住促進（子育て世帯向け）住宅の建設を行うため上記土地を活用したい旨の申出がありました。町においては、地域産業の担い手となる若者等の受入環境整備と移住定住の促進、土地の有効活用を図るため貸付けを行おうとするものです。

1、無償貸付をする財産は、所在、西和賀町上野々39地割142番1、種別、土地、細目、宅地、1,630平米のうち789平米程度。

2、無償貸付の相手方は、西和賀町沢内字猿橋33地割50番地、株式会社近藤設備、代表取締役、近藤正彦。

3、無償貸付の目的は、上記財産を上記相手方に無償で貸し付けることにより、当該相手方が移住定住促進（子育て世帯向け）住宅建設を行い、もって地域産業の担い手となる若者等の受入環境整備と移住定住の促進を図ることを目的とする。

4、無償貸付の条件は、無償で貸し付ける財産は、移住定住促進（子育て世帯向け）住宅用地に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5、無償貸付の期間は、無償貸付契約締結の日から31年間。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 無償貸付けの相手方についてですが、この業者に決定した経緯についてお伺いしたいと思います。プロポーザル入札で決定するという説明が以前あったと思うのですが、ほかにも応募した業者はあったのか、あったとしたら、ど

こが評価されてこの業者に決まったのかということをお伺いしたいです。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

議員のご質問にありましたプロポーザル方式により、今回近藤設備さんのほうに決定させてもらってございます。業者でございますが、1者のみ申込みでございました。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 財産の無償貸付についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、請願・陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 それでは、私のほうから報告させていただきたいと思いますが、総務教民常任委員会に付託されました請願・陳情につきまして、その審査の経過と結果をご報告いたします。

請願・陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書についてでございます。

請願者は、岩手県医療労働組合連合会、執行

役員長、五十嵐久美子氏でございます。

紹介議員は、普本歌織議員、中村ひとみ議員でございます。

この請願の審査を令和6年6月12日の本会議終了後、湯田庁舎3階会議室において、委員5人による審査を行いました。

本請願の趣旨は、新型コロナウイルス感染において、感染対策の遅れ、医師、看護師、介護職員、保健師等の人員不足の原因により、医療崩壊、介護崩壊の経験を経て、今後起こり得るかもしれない自然災害、新たな感染症に備えるために、医療従事者の安定した人員確保、労働環境の改善、病院、保健所の強化・拡充、保険料等の負担軽減といった医療、介護、福祉、公衆衛生施策の充実を図り、国民の命と健康、暮らしを守るために、関係機関に意見書を提出することを求めたものであります。

審査では、委員から「医療や介護現場では厳しい環境の下で働いているのが実態だ」、「介護現場では、特に災害時には十分な人材がいないと人の命を守ることができないという話があるので、切実な思いから請願が出されているのではないかなと思う」などの意見がありました。

新型コロナウイルスの感染症対策の教訓を経て、国民誰もが安心して医療、介護を受けられるよう、そして自然災害や新たな感染症に備えるために請願の趣旨が妥当であるとの判断から、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第7号について、総務教民常任委員会の委員長報告といたします。どうぞ、議員各位の賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

議長 委員長は委員長席にお座りください。柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定しました。

続いて、日程第6、請願・陳情第8号 現行保険証の存続を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 それでは、私のほうから総務教民常任委員会に付託されました請願・陳情につきまして、その審査の経過と結果をご報告いたします。

請願・陳情第8号 現行保険証の存続を求める請願についてでございます。

請願者は、西和賀町生活と健康を守る会、代表、田村誠一氏でございます。

紹介議員は、高橋義彦議員、普本歌織議員でございます。

この請願の審査を令和6年6月12日の本会議終了後、湯田庁舎3階会議室において、委員5人による審査を行いました。

本請願の趣旨は、令和5年6月2日、参議院本会議で可決、成立したマイナンバーカードと健康保険証の一体化を目的とした法案に対し、共同通信社が実施した世論調査、岩手県保健医協会が実施した健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査により、障害者、認知症患者、

高齢者などの社会的弱者とされる方たちがマイナンバーの手続、取得、管理ができないことから、今後資格確認書の更新漏れなどにより、保険診療が受けられなくなるなどといった問題が危惧されることが明らかになり、政府が改善策を提起してきたものの、医療、介護現場での安心がいまだ得られていない現状を踏まえて、現行保険証の存続によって国民、町民の医療を受ける権利と安心を保障するために、関係機関に意見書を提出することを求めたものであります。

審査では、委員から「マイナンバーを保険証として利用する際、機器のトラブル等でマイナンバーカードと紙の保険証のどちらも提出するよう求められる場合がある」、また「町内の介護施設でも、職員が複数の入所者のマイナンバーカードの管理やカード番号、暗証番号の管理が煩雑という声が上げられている」などの意見がありました。

誰もが安心して医療を受けることができ、国民の安心を保障するためにも、委員会としては請願趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第8号につきまして、総務教民常任委員会の委員長報告といたします。どうぞ、議員各位のご賛同のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長 柳沢委員長は委員長席にお座りください。柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第8号 現行保険証の存続を求める請願を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定しました。

続いて、日程第7、請願・陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 それでは、私のほうから総務教民常任委員会に付託されました請願・陳情につきまして、その審査の経過と結果をご報告いたします。

請願・陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書についてでございます。

請願者は、岩手県教職員組合花北遠野支部、支部長、平野薫氏、岩手県教職員組合花北遠野支部和賀支会、支会長、多田啓氏でございます。

紹介議員は、高橋敏樹議員でございます。

この請願の審査を令和6年6月12日の本会議終了後、湯田庁舎3階会議室におきまして、委員5人による審査を行いました。

本請願は、2025年度政府の予算において、豊かな学びや学校の働き方改革実現のため、岩手県では国に先立ち2023年度から小中学校ともに35人以下の学級編制を実施してきたものの、実際には教職員の総数自体では増えておらず、人的余裕のない中での学校運営が常態化している現状から、子供たちの豊かな学びの保障と教育環境を整えるために、教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを

関係機関に意見書を提出することを求めたものであります。

審査では、委員から「希望を持って教職に就いても、働きが過酷なため、成り手不足だと聞いている」、「教職員を増やすことで、職場の環境も改善されるのではないか」、「教職員を増やさないことには、根本的に解決につながらない」などとの意見がありました。

これらのことから、子供の教育環境を考慮すると、教職員の就業環境の改善、加配増員、教職員の定数改善が不可欠であるといった判断から、この請願趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上で請願・陳情第9号につきまして、総務教民常任委員会の委員長報告といたします。議員各位の賛同、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 委員長は委員長席にお座りください。柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定しま

した。

ここで議案配付のため、10時40分まで休憩します。

午前10時29分 休 憩

午前10時40分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りします。普本歌織君、高橋宏君の両君から発議第1号が提出されましたので、お手元に配付しております。次に、高橋義彦君、普本歌織君の両君から発議第2号が提出されましたので、お手元に配付しております。次に、高橋敏樹君、高橋到君の両君から発議第3号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを直ちに日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議3件を日程に追加し、追加日程第1、発議第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書、追加日程第2、発議第2号 現行保険証の存続を求める意見書、追加日程第3、発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書を議題とします。

初めに、追加日程第1、発議第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

普本歌織君。

3番 発議第1号、令和6年6月14日、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、普本歌織、賛成者、西和賀町議会議員、高橋宏議員であります。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出

します。

趣旨は、自然災害時の対応や新たな感染症に備えるために、平常時から必要な人員体制の確保と対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など、機能強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものです。

以下、意見書を読み上げて説明といたします。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。安全・安心の医療・介護の実現のために、下記事項を要望します。

記、1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃

上げを支援すること。

2、医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

①、労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②、夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③、介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

3、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

4、患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和6年6月14日、岩手県西和賀町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上です。

議長 提案者は提案者席にお座りください。趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

発議第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り扱います。

続いて、追加日程第2、発議第2号 現行保険証の存続を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋義彦君。

7番 発議第2号、令和6年6月14日、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋義彦、賛成者、西和賀町議会議員、普本歌織。

現行保険証の存続を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、現行保険証存続を求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げて提案とさせていただきます。

現行保険証の存続を求める意見書。

2024年12月2日をもって現行保険証を廃止し、マイナンバー保険証にすることは、保険診療を受けられない国民が続出することが考えられ、現行保険証の存続を求めるものです。

マイナンバーカード取得は「任意」とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることは強制そのものです。昨年6月17日・18日共同通信社が行った世論調査では72.1%の人が延期・撤回を求めています。国会審議の中で障がい者や認知症の方、高齢者など社会的弱者と

されている人たちがマイナンバーカードの手続き・取得・管理ができず、強制的に「保険証を持っていない人」にされかねない重大問題が明らかにされました。また、岩手県保健医協会が昨年4月に行った健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査（回答数70施設）によると、9割以上の施設で「利用者のマイナンバーカードが管理できない」と回答しています。その後、政府は改善策を提起してきましたが、医療・介護現場での安心は得られていません。また、健康保険証が廃止されると、資格確認書の更新漏れなどにより保険診療が受けられなくなる恐れもあります。

以上の見地から、誰もが安心して医療を受けることのできる現行保険証存続こそが、国民の安心を保障すると確信します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月14日、岩手県西和賀町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、以上であります。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

追加日程第2、発議第2号 現行保険証の存続を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

続いて、追加日程第3、発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋敏樹君。

5番 発議第3号、令和6年6月14日、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋敏樹、賛成者、西和賀町議会議員、高橋到。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書。

現在、全国的に教職員不足や教職志望者の減少が問題になっておりますが、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障をきたしています。

教職員の人数は、「義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）」により、学級数に応じて定められ

ています。小学校の学級編制標準が35人に引き下げられたことは、各自治体が意見書提出を継続して取り組んできた成果だと言えます。岩手県では、国に先立って23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。しかしながら、これは給与の総額裁量制を維持したままでの人員配置であり、教職員の総数自体は増えておりません。児童生徒が少ない小学校では、学級担任を持たない教員が加配されないこともあるなど、人的余裕がない中での学校運営が常態化しています。

岩手県内では、若年退職者や病休者が増加しているものの、臨時的任用職員が減っているため、年度途中での育休者・病休者等の代替補充は困難を極め、未充足になっている状況があります。中学校においては、一部教科の担当教員が十分に確保できず、免許外の教科を担当する教員もいます。

教職員不足によって不利益を受けるのは子どもたちです。子どもの数が減っているにもかかわらず増え続けている不登校や自死をはじめ、いじめ、貧困、複雑な家庭環境などの問題に対応するためには、子どもたち一人一人に応じたより細やかな指導が必要ですが、十分な教職員が配置されているとは言えません。また、子どもたちが楽しさや喜びを実感できるゆたかな学びの実現のためには、授業の工夫や準備をする時間が必要ですが、この最も大切な時間を削らざるを得ないほど学校現場には業務と課題が山積しています。

2023年4月28日公表の文部科学省による教職員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、依然として長時間労働の是正は進んでいません。余裕のない働き方により病休者が増加し、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるといった負の連鎖が続いています。これでは、子どもたちが安心して、楽しく学ぶ環境をつくることができません。ゆた

かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出いたします。

記、(1)、計画的な教職員定数改善を推進すること。

(2)、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

令和6年6月14日、岩手県西和賀町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上であります。

以上のとおり提案いたしますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますようお願いいたします。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

追加日程第3、発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第9回西和賀町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前11時03分 閉 会